

第8次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	要保護・準要保護児童就学援助事業（小中学校）
-----	------------------------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等			
ソフト・ハードの区分	ハード <input type="checkbox"/>	ソフト <input checked="" type="checkbox"/>	実施(補助)期間 自 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 至 <input type="checkbox"/>

担当部	教育委員会	担当課	学校教育課
担当係	学務係	内線	5121 課 No. 65020
関係課			

総合計画			
基本計画	章名	第1章 明日を担う人づくりとコミュニティを中心とした地域づくり	
	節名	第1節 明日を担う人づくり	
	細節名	第3 次代を担う子どもたちを育む義務教育の充実	
	施策名	⑥教育環境の整備	該当ページ
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン			
事業区分	新規 <input type="checkbox"/>	継続 <input checked="" type="checkbox"/>	施策No. 11-03-06

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備考	注意事項
	事業内容	事業内容	事業内容	事業内容		
要保護・準要保護世帯及び特別支援学級へ就学する世帯の経済的負担を軽減する。	①要保護・準要保護就学援助 ②障がい児就学援助 ③要保護・準要保護世帯への医療費扶助	①要保護・準要保護就学援助 ②障がい児就学援助 ③要保護・準要保護世帯への医療費扶助	①要保護・準要保護就学援助 ②障がい児就学援助 ③要保護・準要保護世帯への医療費扶助	①要保護・準要保護就学援助 ②障がい児就学援助 ③要保護・準要保護世帯への医療費扶助		<p style="text-align: center;">(注1)</p> 事業内容は、①緊急性、②地域の実情、③効果、④熟度、⑤有利財源の確保の観点により、毎年ローリング（見直し）する中で変更していくことがあります。
事業の概要	①要保護・準要保護就学援助:要保護・準要保護世帯に必要な学用品費等の一部を援助 ②特別支援教育就学援助:障がい児学級の世帯に必要な学用品費等の一部を助成 ③学校保健費医療扶助:学校保健法で定める疾病に罹った要保護及び準要保護児童生徒の治療にかかる経費を補助					
事業の対象者（交付先）	要保護・準要保護児童生徒・保護者 特別支援学級へ就学する児童生徒・保護者					
事業費（百万円）	H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	H19～H22合計	
※百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	59	61	67	66	253	
財源内訳（インプット）	一般財源	56	58	63	62	239
	国庫支出金	3	3	4	3	13
	県支出金					
	起債（ ）					
その他（ ）				1	1	